

令和8年 富士見町 告示

第 34 号

富士見町一時的保育事業実施要綱の一部を改正する要綱をここに公布する。

令和8年3月3日

富士見町長 渡 辺 葉

富士見町一時的保育事業実施要綱の一部を改正する要綱

富士見町一時的保育事業実施要項（平成8年富士見町告示第9号）の一部を次のように改める。

第3条中「富士見町保育所条例施行規則(昭和62年富士見町規則第2号)第6条及び第7条の規定による」を「次のとおりとする」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、町長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

第3条に次の各号を加える。

- (1) 保育時間 午前8時30分から午後4時までとする。
- (2) 事業を行わない日 土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日、8月13日から8月17日まで、12月29日から12月31日まで、1月2日から1月4日まで及び卒園式から入園式までの間とする。

第6条第1項中「次の表に」を「次に」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 3歳未満児 1時間当たり300円
- (2) 3歳以上児 1時間当たり200円

第6条第1項の表を削る。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。